

地方公共サービス小委員会
第2回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第2回地方公共サービス小委員会 議事次第

日 時：平成24年12月18日（火）16:57～17:52

場 所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

1 開 会

2 委員・専門委員の紹介

3 地方公共サービス小委員会の今後の進め方について

（1）地方公共サービス小委員会の進め方について

（2）地方公共団体における公金債権回収の現状・課題

（3）試行自治体の募集

4 その他

5 閉 会

○清原副主査 皆様、こんばんは。

定刻より少し早い時間ですが、皆様おそろいですので、第2回「地方公共サービス小委員会」を始めさせていただきます。

本日は、主査の北川先生が御都合によりまして、17時20分ごろ到着ということでございます。それまでは、副主査の私が議事を進行させていただきます。

なお、主査が到着して間もなく、今度は私が公務で途中で退席させていただきます。まず、おわび申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、事務局より発言があるとのこと。館事務局長、どうぞ、お願いいたします。

○館事務局長 公共サービス改革推進室長の館でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は本当にお忙しい中、この小委員会のためにお集まりいただきまして、感謝申し上げます。

公共サービス改革法は平成18年7月にできた法律でございますけれども、もともと国の業務について、官民競争入札という手法も用いながら、公共サービスを官民で競い合うことも含めて、民間にアウトソーシングを進めていこうということでございまして、その中で、地方の公共サービスについても、間接的ではございますけれども、なるべく民間へのアウトソーシングを進めていく一つのきっかけにしようということでございまして、発足当初から地方公共サービス部会というものを設置していただいて、さまざまな御議論をいただいて、地方においても市場化テストの導入を進めていただいたわけでございます。

その後、平成21年に地方公共サービス小委員会という形になりまして、御検討を進めていただいて、特に最近では、偽装請負の問題でございますとか、公金債権回収についての課題が地方公共団体のほうから、特に大きな課題として、これを公共サービス改革の一連の流れの中で検討いただけないかという示唆もあったところです。その後、地方公共団体との研究会をこの小委員会の活動の一環として実施し、公金の徴収については、民間の弁護士の先生方にも大変お世話になりまして、地方公共団体の方々にも集まっていたいただいて、各地で研究会などをしてきました。今回は、それを一つのメインのテーマとして御検討いただくことになっているという経緯がございます。

そういう経緯も踏まえまして、今後、なるべく公金債権回収については民間市場の形成をテーマとしていきたい。公金にはさまざまな種類があって、債権回収がなかなか進んできていないということもございますので、できれば民間での取り組みが進むような市場形成のために、どういう条件が必要なのかということも含めまして御検討いただいて、良い方向性を出していただければと思っております。

ちょっと長くなりましたが、御挨拶とさせていただきます。

○清原副主査 どうもありがとうございます。

それでは、本日の議題でございますが、お手元の議事次第のとおりでございます。まず、

事務局より委員及び専門委員の御紹介をお願いいたします。

○後藤参事官 お手元の資料1の構成員名簿をごらんください。名簿に従いまして委員の先生方を御紹介させていただきます。

まず、主査の北川正恭委員でございます。

副主査の清原慶子委員でございます。

副主査の稲生信男委員でございます。

荒川潤専門委員でございます。

石川なな子専門委員でございます。

岩名（宮寺）由佳専門委員でございます。

石津賢治専門委員でございます。

以上、7名の方々でございます。委員、専門委員の皆様には、どうぞよろしく御願ひ申し上げます。

なお、オブザーバーといたしまして、総務省自治行政局、全国サービサー協会、日本司法書士会連合会、日本弁護士連合会からも御出席をいただいているところでございます。

本委員会は、第2回目となっておりますけれども、平成22年3月に第1回が開催されておりまして、本日は第2回ということございまして、新しいメンバーでは事実上第1回ということでございますので、御承知おきいただきますよう、よろしく御願ひいたします。

○清原副主査 ありがとうございます。

事実上第1回ということでございますので、改めまして、皆様よろしく御願ひいたします。

なお、本委員会では、関係機関との連携を深めるため、オブザーバーの皆様にも御出席をいただいております。どうぞよろしく御願ひいたします。必要に応じて、本小委員会からオブザーバーの皆様に対して御意見をいただくということをお願いすることもございます。その際は、どうぞよろしく御願ひいたします。

それでは、議事次第に従いまして、公共サービス小委員会の今後の進め方について、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局の辻より、地方公共サービス小委員会の今後の進め方につきまして御説明を申し上げます。お時間は20分程度いただきたいと思っております。

クリップを外していただきまして、資料1の名簿の次、資料2-1でございます。「地方公共サービス小委員会の進め方について」と題する資料をごらんください。こちらは、ことし11月に実施されました第99回監理委員会で用いられた資料につきまして、当日、委員の先生方からいただいた御意見を加筆したものでございます。小委員会の進め方につきましては、この資料2-1の内容にて監理委員会より御了承いただいているところでございます。今後の地方小委員会の審議に応じまして適宜内容を修正していく予定でございます。

まず1番の「背景・目的」でございます。これまでも監理委員会は部会や小委員会にお

きまして、自治体や民間事業者の御意見・御要望を踏まえて、公共サービス改革基本方針に反映してきたところでございます。基本的には、住民票の写しの交付などのいわゆる窓口6業務については、法特例を設けまして、公共サービス改革法の手続にのせた場合には包括的な民間委託を可能とし、それ以外の24業務や徴収関連業務については、法特例によらずに現行法上民間委託可能な業務につきまして、一部ではございますが、通達によって明確化したところでございます。

このように公共サービスの民間委託を進めてまいりましたところ、近年、特に要望の多い公金債権回収や偽装請負の問題につきまして、課題の整理に努めてまいったところでございます。

そこで、第96回、97回の監理委員会では、民間市場が発展し、担い手がたくさん育たないと公共サービスの質の維持向上やコストの削減といった目的が達せられないという御指摘がございました。公金の債権回収につきまして、特に民間市場がまだまだ未熟な状況でございますので、この小委員会において検討を進め、民間市場の形成を目指してまいりたいということでございます。

2ポツの「当面の検討課題」でございます。現時点ではまだまだ公金に多額の滞納が生じているところでございます。1枚めくっていただきまして、2ページ目でございます。上から3行目、「ただし」と書かれているパラグラフでございますように、回収率にのみこだわるのではなくて、債務者の生活再建も視野に入れた適切な官民の役割分担も検討する予定でございます。

公金の滞納にどのように対応していくかということでございますが、具体的にはこちらにございます①「試行自治体の公募、選定」でございます。実験的に債権回収の民間委託等を実施いたしまして、どの業務を公務員が実施し、どの部分を民間委託するかなどについて工夫しながら、平成25年度に1年間をかけてやっていきたいと考えております。これより、試行自治体を募りまして、御一緒に評価を実施しながら、参考となるモデル的なものを模索するというのが試行自治体の公募、選定でございます。

②「民間委託の課題検討、モデルの提案」でございます。これにつきまして、別紙がございましたので、後ほど御紹介いたします。試行自治体などから情報収集を実施いたしまして、課題の検討やモデルの提案ができればと思っております。

③でございます。公共サービス改革基本方針に今後反映するべきものがございましたら、対応していきたいと考えております。

さらに(2)偽装請負や(3)自治体の窓口業務につきましても、公金債権回収と並行して適宜対応するところでございます。

3ページ目、こちらが以上の内容に関するスケジュールの予定でございます。

1ページめくっていただきまして、4ページ目の別紙でございます。ポイントといたしましては、2つ目の※の部分でございます。この別紙は、債務者が弁済資力を有しているなど、回収するべきであるにもかかわらず回収ができていないケースを想定しております。

払いたくても払えないというケースの問題につきましては、無資力であることが判明すれば、別途生活再建相談のほうに回しつつ、債権については回収不能債権として処理するなどの方法も別途検討することを予定しております。

以下、要因1から要因5まで、5つの論点が掲げられてございますが、今後の試行自治体における試行に伴って適宜修正することを予定しております。

資料2-2をごらんください。カラー刷りの1枚のポンチ絵でございます。ただいま御説明いたしました内容を図で示したものが資料2-2でございます。こちらの一番右側、赤字で24年12月以降と書かれたブロックをごらんください。試行自治体を公募、選定いたしまして、回収業務の民間委託を試行し、課題の検討とモデルの提案を行います。目標としましては、一番右側の赤い点線の枠囲いにございますように、公金債権回収の民間市場の形成を目指しまして、公共サービスの質の維持向上とコスト削減を図るところでございます。

次に、地方公共団体における公金債権回収の現状と課題に移ります。こちらは、委員の先生方の方に配布してございます資料A-1をごらんください。カラー刷りの円グラフが掲載されている資料でございます。こちらは内閣府が実施しております自治体向けの公金債権回収研究会の参加者を対象としたものでございます。全国の自治体から無作為抽出したものでなく、内閣府実施の研究会に参加した自治体でございますので、公金債権回収には相当程度関心がある自治体であり、こちらの資料については恐らく偏りがある点を念のために御留意ください。

こちらの調査は、いずれの事項につきましても複数回答可ということでお答えいただきました。これらの集計は単純な延べ総回答数を分母としております。それぞれの項目を選択した数を分子としてございますので、延べ総回答数のうちのそれぞれの回答の構成比率を示しているところでございます。

まず表面でございます。民間委託を実施していない債権についてでございます。1つ目、民間委託を検討する理由でございます。ここでは「民間の創意工夫を活用したい」との答えが37%もございまして、専門的ノウハウが必要となる債権回収に当たって、専門家の活用を自治体が求めていることが読み取れるかと思えます。また「人員が足りていない」という回答も31%ございまして、本来的業務に加えて回収業務を行うことの困難さがあらわれているかと思われれます。

次に、2ポツでございます。民間委託をする上での課題・問題点でございます。ここでは「どの範囲の業務を委託することが合理的かわからない」との回答が第1位、22%となっております。なお、この「どの範囲の業務を委託することが合理的かわからない」という回答は、同じページの下の方の3番、民間委託を検討しない理由と書かれた3つ目のグラフの第3位にも挙げられてございます。公金債権回収の問題を検討するに当たって、こちらが一つの大きな論点となっている可能性がございます。

先ほどの2ポツにお戻りください。民間委託をする上での課題・問題点でございます。

回答の第2位といたしまして、「民間事業者が実施する専門的な内容の提案を適切に評価できるノウハウが不足している」、これが第2位として挙げられております。競争入札にせよプロポーザル方式にせよ、弁護士やサービサー等の民間事業者の優劣をなかなかつけられないという回答でございます。さらに回答の第3位といたしましては、「参考事例が少ない」というのが17%ございます。こちら、債権回収に積極的であり、恐らく先進事例の調査が進んでいる自治体においても、このように「参考事例が少ない」との回答が17%もあるということは、そのほかの一般的な自治体におきましては、より参考事例に関する情報が不足している可能性があるところでございます。

次に3番目、民間委託を検討しない理由でございます。こちらの第1位といたしましては、「民間委託に対する予算措置が困難である」との回答でございます。特に成功報酬制度ではなくて、一定額を報酬として支払うという契約の場合には、回収額が報酬を下回って、結果として赤字となる可能性がございます。そこで、なかなか財政担当部局を説得できないという事情がうかがえるところでございます。

裏面をごらんください。こちらは民間委託を実施している債権でございます。まず1つ目、民間委託している業務内容についてでございます。第1位でございますが「自主的納付の呼びかけ」でございます。こちらは弁護士法上、弁護士以外は金銭の支払いを求めることができないため、弁護士以外の方が債務者に対して支払期限を経過していることを告知することなど、請求とまでは言えない行為を実施することを指しております。第4位でございますが「催告」と書かれてございます。こちらはまさに金銭の支払いを求める行為を指しております。

2番目、民間委託を実施する上の課題・問題でございます。第1位は「特になし」という回答で、31%ございますが、こちらはあくまでも民間委託を実施している債権に限定した回答でございます。さらに、この回答は先ほど来申し上げていますように、内閣府の研究會に参加している、つまり債権回収に積極的な自治体からのものである点に御留意ください。第2位、第3位の回答は「回収率が伸びない」、「明確な効果が把握できない」というもので、それぞれ21%と18%、合わせて39%ございます。生活困窮者を対象とした福祉的性格の強い貸付金等は、もともと回収が困難であったりするところでございます。今後は回収することができなくても、例えば債務者に財産が全くないことを客観的資料をもって明らかにして、その結果不能欠損処理を行うことなども効果として捉えることが必要かもしれないところでございます。

次に、3ポツでございます。民間委託を実施することのメリットでございます。1つポイントでございますが、こちらの第4位「民間の創意工夫が活用できた」というものが12%ございます。ここで一旦表面に戻っていただきまして、1ポツをごらんください。民間委託を検討する理由の第1位をごらんいただきたいのですが、こちらにも「民間の創意工夫を活用したい」という同じ回答がございます。こちら37%もあるところでございます。まだ委託していない段階では、民間の創意工夫に期待する回答が37%あったものが、実際に

委託した後、得られたメリットとして民間の創意工夫を挙げる回答が12%と、半分以下に減少している点につきましては、今後、注視する必要があるかと思われます。

資料4でございます。一番上に青色の行がございます一覧表をごらんください。この資料も内閣府が実施している研究会に参加した自治体を対象として調査したものでございます。自治体からの回答のうち、事務局におきまして成功事例と言えそうなものについてピックアップいたしまして、こちらの表をまとめさせていただきました。この表の上半分、左側でございますが、自力執行権を有する債権でございます。つまり裁判所で判決をいただいたりしなくても、行政におきまして単独で強制徴収が可能な債権でございます。これらにつきましては、受託者の類型が③でございます。③というのは、上に書かれてございますけれども、コールセンター会社等。このコールセンター会社ばかりである点がポイントでございます。

こちらは恐らく、平成19年3月27日付で総務省から通知が出ておりまして、民間委託が可能な例として、自主的納付の呼びかけが記載されてございます。このことから、自主的納付の呼びかけ以上の請求と言えるような行為については、総務省は民間委託を認めないとも解釈できることが原因と思われます。すなわち、自主的納付の呼びかけであれば弁護士を用いる必要がございません。そこで、よりコストが低いと思われるコールセンターを用いているものと考えられるところでございます。

この一覧表の一番右の列でございます。委託のメリットについて、という列をごらんください。1つ目のポイントといたしましては、公金債権回収業務を民間委託したことによって、職員の負担が軽減され、本来の業務に集中できるようになったという点が挙げられます。自力執行権を有する債権につきましては、上から2番目、職員の負担が軽減されたとアンダーラインを引いてございます。それから、上から4つ目でございますが、職員が本来の業務、つまり滞納処分などの権限を有する事務などに集中して取り組むことができるようになったとの記載がございます。

ここからは、民間に委託できる部分については民間に委託し、公務員には公務員にしか行うことのできない公権力の行使に専念させるという一つの合理化モデルが見てとれる可能性があるところでございます。

この表の下半分でございます。こちらは一番左にも書いてございますとおり自力執行権を有しない債権でございます。例えばこれには公立病院の医業未収金等が挙げられるところでございます。一番右の列の委託のメリットをごらんください。ここでは、いずれも回収率が向上したという記載のほかに、徴収に対する厳しい姿勢を示すことができたという記載がございます。自力執行権を有しない債権については、先ほどの自力執行権を有する債権と異なりまして、裁判所を通さなければ強制執行をすることができません。とはいえ、裁判所に訴えるという行為はなかなかハードルが高いため、債務者の一部には、払えるにもかかわらずあえて支払わないという方もいらっしゃるようでございます。そのような状況を放置いたしますと、公金債権については支払わなくてもよいというモラルハザードに

結びつくリスクがあるところがございます。そこで、弁護士やサービサーに入っていただくことで徴収に対する厳しい姿勢を示し、モラルハザードの発生を阻止することが期待されるところがございます。

また、この表の委託のメリットについてという列の下から5番目、こちらの②、委託により、職員の労力面だけではなく精神面でも負担が軽減したとございます。こちらは、例えば初めて債権回収業務を実施して債務者のお宅まで出向いたところ債務者の方から怒鳴られるという、恐らく今まであまり経験したことがない経験をさせられることによって、債権回収以外の本来的な業務にも悪影響を及ぼすということがございました。それがこちらの回収業務の外注によって、そのようなデメリットを防止できるということが含まれております。

さらに同じ囲みの③でございます。こちらには、職員では行えなかった生計全体を踏まえた返済計画への助言が行えたとの記載がございます。ここでは、生活困窮者に対し、単に取り立てを行うのではなく、法律の専門家が生活困窮者の生計について助言を加えつつ、必要であれば、地方自治法や地方自治法施行令に記載された法令にのっとり徴収猶予や債権免除を行うことで、生活困窮者の救済を行うという合理化モデルも考えられるところでございます。

戻っていただいて、資料3でございます。カラー刷りのポンチ絵でございます。「公金債権回収の民間市場形成に向けた取組」と題する資料でございます。こちらは今までお話しいたしました公金債権回収の現状や課題をまとめたものでございます。真ん中やや左に地方公共団体がございまして、その左に地方公共団体の現状・課題が記載されております。ここでは①ノウハウの蓄積が困難②回収に追われ、本業に専念できない。これは裏を返せば、本業に専念しようとする専門的ノウハウが必要になってしまう回収を行うことができないということでございます。現状では、公金債権回収の民間委託を大規模に実施しているとは言えない状況でございまして、多額の滞納が生じているところがございます。

真ん中やや右に、公共サービスの受益者がございます。こちらの現状・課題といたしましては、①自分ばかりで公金債権を支払って公共サービスを受けているのに、支払わないで公共サービスを利用している、フリーライドしている者がいるという不公平感がございます。他方で、②生活困窮者の中でも独力で生活を再建することが困難な方を発見して、公金債権について徴収猶予や免除などの措置をとるばかりでなく、さらに踏み込んで、生活再建に向けた適切な措置をとることが必要と考えられるところがございます。

真ん中上でございます。こちらには民間事業者、弁護士、認定司法書士、サービサーの方々がいらっしゃいます。現状・課題といたしましては、①公金債権回収の担い手が不足しているという点でございます。公金債権回収に必要とされる知識経験やノウハウを熟知している方々がまだまだ多いとは言えないこと。②発注者たる自治体からすれば、赤字となるリスクが少ない成功報酬制度をとりたいたところがございますが、そうすると今度は行き過ぎた取り立てとなるリスクや他方でもともと回収が困難な福祉的な債権の場合には、

幾ら頑張っても回収が困難でございますので、そもそもそのような債権について受託するというインセンティブが減少するという問題が考えられるところでございます。安価で良質な公共サービスが提供されるためには、民間市場が形成されることが必要でございますので、民間事業者が育つような、民間事業者が市場参入するインセンティブを持てるようにする必要のあるところでございます。

そこで、真ん中、PDCA と書かれた囲みをごらんください。現時点では、以下の①～④の観点から最適化を目指すところでございます。民間市場形成の目標は、あくまでも安価で良質な公共サービスを提供できるようにする点にございますので、民間委託を実施すること自体は目標ではなく、手段にすぎません。ここに書かれた観点から、PDCA を回して、必要な部分は地方公共団体が直営で実施しまして、民間に委託することがここに書かれた観点から合理的と思われる場合には、適切に業務を切り出して民間に委託するという形で、最適化を目指すところでございます。

この資料3の右下の図でございます。こちらは滞納債権につきまして、一番右の回収すべき債権の把握ばかりではなく、真ん中にございます法令に従った放棄や免除による管理コストの低減のほか、左側にございます福祉的観点、債務者の生活の再建のきっかけとするという点についても、注視すべきことを示したものでございます。

資料5-1でございます。「公金債権回収業務における民間委託試行自治体の募集について」と書かれた資料でございます。念のため、先ほどの資料2-2もごらんいただけますでしょうか。先ほどごらんにいれました2-2の一番右側、赤字で平成24年12月以降と書かれたブロックでございます。試行自治体の公募を行うに当たって、全国の自治体へ配布する資料でございます。自治体の皆様には、この資料5-1と5-2の応募用紙を配布する予定でございます。

資料5-1にお戻りください。1ポツ「募集の趣旨」でございます。地方公共団体が公金の債権回収業務を民間委託するに当たっては多大な事務負担が予想されまして、このことが民間委託に当たっての一つの障害となっております。そこで、民間委託を試行する自治体を募集しまして、内閣府が必要な支援を実施することで自治体の事務負担の軽減を目標といたします。また、試行自治体における事業の評価を行うとともに、論点整理や好事例を収集することで、より効果的かつ効率的な債権回収業務のモデルの提案を目指します。

具体的に、内閣府が実施する支援内容の案は、1ページ目の下半分にございます表にて整理しているところでございます。なお、内閣府による支援は自治体における事務負担の低減を目指すものでございまして、自治体が民間に業務委託を実施するに当たっての財政的な支援を含むものではございません。

2ページ目をごらんください。こちらは応募要領の詳細でございます。本日、こちらの資料5-1と5-2について御承認をいただいた後、速やかに全国の自治体に資料5-1、5-2を配布いたしまして、応募用紙の提出期限を2ページの(7)にございますとおり

平成 25 年 1 月 31 日を予定しております。

3 ページ目をごらんください。表がございますが、上半分の表はおおまかなスケジュール案でございます。平成 25 年 4 月以降、民間委託の実施を開始いたしまして、平成 26 年 2 月には実施状況に対する評価、改善案の提案等を実施する予定でございます。3 ページ目の下半分、めくっていただきまして 4 ページ、こちらは自治体の皆様向けに先ほど御紹介いたしました資料 2-1 の内容をまとめたものが掲載されているところでございます。

資料 5-2 をごらんください。1 枚目が自治体の皆様の応募用紙でございます。めくっていただきまして 2 ページ以降でございますが、こちらは応募用紙への記載例が赤字で記載されてございます。こちらの記載例は、自治体の皆様が応募しやすくすることを意図いたしまして、今まで内閣府が実施いたしました研究会に御参加いただいた自治体の皆様から寄せられた御意見や御要望の中から、比較的一般性が高いと思われるものをまとめて記載したものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。ありがとうございます。

○後藤参事官 北川主査が到着されましたので、今後の議事進行は北川主査にお願いいたします。

○北川主査 どうもこんばんは。

私がおくれまして本当に済みません。お世話になります。よろしくお願いいたします。

それでは、今、事務局のほうから御説明がございましたが、いろんな点で御意見とかあるいは御質問をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

石津専門委員、どうぞ。

○石津専門委員 まず、根本的な問題として、恐らく自治体によって公金回収の現状というものがばらばらなのだと思うのです。全国を見渡すと、きちんと催告とか督促すら行っていない自治体ももしかするとあるのではないかと思います。うちも実際に 10 年前はそんな状況で、そういう自治体と、それをきっちりやっていて、あらゆる手段を尽くしたけれどもなかなか回収できないという自治体とが一緒になっていると、議論としてなかなかわかりづらいのかと思うのです。あるいは、そういうものもみんな来てしまうという状況を想定して募集するのだったらいいのですけれども、勧告や催促を行っていないところは、まずそちらを正しくやってくださいと、地方税法に基づいた事務処理をきちんと行っているかどうかということが前提で、まずそちらを行っていないと、この話をしても全くついてこれないのではないかと思います。ですから、その部分はきちんとクリアーしている団体で、いろいろ手を尽くしているけれども、なかなかそれ以上回収が進まないという自治体に関して、他の民間の力をかりるといふふうにしなないと議論としてどうなのかというところをお聞かせいただきたいというのが 1 点。

申し込みの期限が 1 月 31 日とあるのですが、うちは委員にさせてもらっているので応募させてもらいたいと思っているぐらいなのですけれども、予算との関係を考えて、経費は自治体持ちということだとすると、選考とか経費負担とかをいつ議会に予算を上げるか

ということを見ると、多分1月31日だと来年度の予算の関係でかなり際どい。選ばれるか選ばれないかということも含めて、そこがどうなるのかという点をちょっと心配いたしました。

○後藤参事官 まず1点目でございますけれども、確かに石津委員がおっしゃるとおりかと思えます。公金の債権回収への対応は自治体で様々でございますので、募集をかけた段階で、まずこういった取り組みを知っていただく。特に、まだ十分な改革に至っていないところにおいては、取り組みを見ていただくということに効果があると思えます。この委員会ではモデルをつくるということを目的としており、試行自治体を選定する過程で配慮できるのではないかと思います。改革を促すという意味と実際にモデルに取り組む部分で差別化できるのではないかと考えております。

2点目の1月31日、これは一応スケジュールを置いたところでございますので、当然相手があつての委員会でございますので、例えば内定とかいろいろな相手の方の議会を含めた動きの中で、スムーズに選定が進むように調整は十分図っていきたくて思っており、そこは配意してまいりますので、よろしく願いいたします。

○北川主査 よろしいですか。

ほかに御意見いただければ。

○稲生副主査 今のことに関連しまして、オブザーバーの委員の方は御発言できるのですか。

○後藤参事官 委員が求めるのであれば可能です。

○稲生副主査 せっかく総務省の自治行政局の方がお見えなのであれば、先ほど石津委員がおっしゃったようなこと。現在、そういった督促状況というか、もし何かデータがおありになるのであれば、どれぐらいの自治体さんで公金徴収を積極的に徴収しようという取り組みをなさっているのかという全般的なデータがあれば開示いただければと思うのですが、いかがでございますでしょうか。

○総務省自治行政局 総務省です。

督促をどのぐらいやっているとか、催告をどのぐらいやっているとか、そういう細かいデータは調査しておりませんので、ございません。例えば税の滞納額がどのぐらいあるとか、そういう内閣府さんの資料にあるようなざくっとした数字的データはありますけれども、細かい運用の段階でのデータは我々のほうでは調査しておりません。

○稲生副主査 わかりました。ありがとうございます。

○北川主査 ほかどうぞ。

稲生さんとか専門家は、これをやったら得するか損するかわかるわけですか。

○稲生副主査 これはケース・バイ・ケースです。強制徴収ができるような債権であればもちろん委託して取りやすいのかもしれませんが、先ほど言った福祉的な性格のものであるとか、あるいは病院の未収のものであるとかというのは、強制力がないので、そう簡単には徴収できなくて、データにもありましたが、コスト割れというか委託料

を払っても、その部分を回収できないケースも結構散見されるということで、なかなかやってみないところがあるということです。

そういう意味で、今回、体系的に調べることができるのであれば、こういう場合には割と取れる率が高いとか、それも恐らく自治体さんの規模であるとか、それによってかなりケースが分かれるのではないかとということがあるのです。ですから、今回10件、割と件数は少ないものですから、そこをきれいに類型化されて、この場合にはこのパターンでいけばこれだけ徴収率が上がるとか、そこまで期待するのは難しいかという気はいたします。

○北川主査 荒川さんはこういうことをやられたことはありますか。素人ですて実態を教えてください。

○荒川専門委員 愛知県の場合も、今、自力執行権があるものとないもののそれぞれに対して多くの滞納がございまして、今日ここで整理していただいているように弁護士事務所、サービサーの会社、コールセンターなど、さまざまな外部委託により債権回収に努めているところでございます。

状況として、全般的には成果は上がっているところでございますが、今、稲生先生がおっしゃったような問題、または既にこの課題のところで書かれておりますように、どういう形で民間を選んでいけばよいのかという点や、愛知県の場合は成功報酬でやっている例が多いですので、そのパーセンテージの妥当性などが課題になっております。このパーセンテージについては、個別案件のリスクによる判断と、この位が妥当だろうという相場感の双方が必要だと思っておりますが、まだ経験が少なくてよく見えないというところがございます。全体として、まだいろいろ外部委託の事例を積み上げて、その経験を蓄積しようとしている段階でございます。

○北川主査 今、御説明あったような段階ですか。やってみないとわからないですか。

○後藤参事官 そうですね。

○北川主査 岩名専門委員、どうぞ。

○岩名（宮寺）専門委員 今、お話に出た福祉受給者の話です。公営住宅とか福祉資金の貸し付け、また医療費の未収金の場合というのは、生活保護を受けていないけれども、それより上というかなり貧困層を含んでいて、それが最後のライフラインになっている場合があるのです。そこに民間が立ち入るということは、かなり生活の実態やプライバシーに踏み込むことで、このあたりはどう調整するか、誰のところに踏み込んでいくかというのは、行政が把握する中でかなり個別に慎重にしないと、ここから一気に路上に落ちてしまうとかということもあり得ますので、この辺、どこまで生活の実態を把握して、払えそうな人と払えそうでもない人、これはかなり微妙な言い方であって、このどこに踏み込んでいくかということとは慎重にしないと難しいということが感想としてあります。

いただいた資料3の中で、ただ取り立てをするだけではなくて、そこから生活再建ですとか福祉的観点から、次の展開があるような図もありますので、もしそうした取り組みをしている自治体があったら教えていただきたいということと、モデルにするときの選び方

も、こういう視点でやるというところは、今後福祉等いろいろな広がりの中で重要な視点ではないかと思いました。

以上です。

○北川主査 あとはよろしいですか。

これは結局、どこかアンケートを取ってみて、応募があつて、そこからまた。

○後藤参事官 アンケートもなかなか悉皆的にやるといういろいろ難しさがあるみたいなので、今、ヒアリングとかこの委員会の求めに応じて、必要な協力は得られる範囲でつかんでいきたいと思っております。本日の資料も委員限りということで申しわけなく思いますが、なるべく適切な実態を把握して、議論ができるようにしていきたいと思っております。

○北川主査 規模は、例えば下限は10万人以上ぐらいからやるとか、余り小さいところだと費用対効果が出てこない場合がありますね。それは意識していますか。

○後藤参事官 その辺も現実に委託されているところが主体になるかと思っておりますので、どのような頼み方をされているのかにもよってくるかと思っておりますので、その辺も出てきた資料を見ながら対応できればと思っております。

○北川主査 石津さん、今のようなことでやってみるということではよろしいですか。

○石津専門委員 私は、大変恐縮なのですが、幾らか後ろ向きというか、難しいのではないかと考えているところがあります。うちはかなり手を尽くして、実はもう回収できないようなところまで来てしまっているのをこれをやりたいということなのですが、先ほどおっしゃったような話を考えると、なかなかそう簡単に事務的にどれを弁護士さんにお問い合わせるとか、どれがコールセンターで電話かけをしてもらえばいいとか、その切り分けがきちりできるのだったら世話がないわけで、それがやれない状況です。

しかも、その債権の滞納額だけではなくて、その人がどんな家族構成で親は働いているのかとか、子供を扶養しているのかとか、そちらまでかかわっていくので、大変多岐にわたる部分があり、数字だけを見て、その人だけを見てやれるのだったら、多分実際こんなに困っていないと思うのです。ですから、ここにも合理的に切り分けをどうするかわからないとありますけれども、そこが大きなポイントで、それができないと、進めようと思ってもなかなか、多分弁護士の名前で催告とか督促すれば、効果があるのですが、それだけだったら今でもそういう案件をお願いするというふうにすればいいわけで、そこは本当にモデルになるようなものを示さないと、広がっていくというのは難しい。

ただ、うちは手が尽きているところがあるので、こういうのをやってみて、それで効果があるかどうかを見させてもらいたい。ちょっと自慢ですけども、うちは埼玉県でも徴収率がずっと一番をとって、最近、落ちてきてしましまして、納税環境もクレジットカードもコンビニもパソコンもATMも全部そろっている状況で、それでも徴収率が落ちてきていることがあるので、こういう方法にチャレンジしたいというところはあると思うのですが、ただ、やれるかどうかという危惧はみんな持っていると思うのです。そこに何か提示できないと、なかなか広がりはないというところはあると思います。

○後藤参事官 北本市のようないわゆるトップランナーの取組みを同種の債権でも展開できないだろうか、他都市で展開し全体をボトムアップしていくということもあるかと思えます。まさしく最先端で悩まれている個人情報についてどこまで踏み込んで行政が把握して、条例をつくっているところもあるでしょうけれども、どこまでできるのかということも一つの課題という気もしております、非常に奥深い課題ですので、すぐには結論は出ないかと思うのです。

○北川主査 慎重にやらなくてはいけないけれども、やってみないとわからない。

○後藤参事官 そういうこともございますので、どういうところに課題があるのかをひとといて、解を見出していくという構成にしていければと思います。

○北川主査 先ほど岩名委員がおっしゃったのは、よく似た部分。

○岩名（宮寺）専門委員 やはり低所得者ですとか、さまざまな法律用語がわからなくてそれをためてしまっていて、最後通告が来ても債権を持って逃げてしまう。でも、そのときには家もすべて捨ててしまうみたいなケースもありますので、中でも行き過ぎた取り立てはというところは、低所得者たちに対してはどれぐらいが行き過ぎているのかというのは、実態がわからないと生活をも奪うことになりまして、石津委員がおっしゃったとおり、かなり尽くされているところもあると思うのです。その中で、一番大変なのは、最後の仕事の振り分けなのです。二重にも三重にも問題を抱えている人をスパンと窓口を切るということはなかなかできないので、やってみてということはそうかもしれないですけども、最後はなかなか難しいところに立ち入っていくのだらうと思っています。

○北川主査 私も弁護士さんの話を聞いたことがありますけれども、ああいう弁護士ですといたら、全然違う。市役所の対応とか甘いところもあると思います。そこまで複雑に入る前に、へえ、参りましたというのは大分いて、バランスを取っていくというか、不公平がなくなるということは、稲生さん、いろいろ経験があるのではないですか。

○稲生副主査 この部分は逆に私はないのです。というのは、福祉的なことについては、現場そのものにいないとなかなか経験できないのです。

○石津専門委員 ただ、それは催告として督促して差し押さえをしますから、差し押さえすればいいのです。それは弁護士と同じように差し押さえをすれば効果は同じですから、払える人は払います。

○北川主査 ところが、そこまでいく真面目なというか、先進的な役所さんと。

○石津専門委員 それはやっていないということになるのです。

○北川主査 だから、イコールフットィングというか、足元を合わせて先進的なところに追いつくという意味合いはあるのですね。どうですか。

○後藤参事官 ぜひ、そういう実態の共有をやってみたいと思います。

○北川主査 実態の共有、いわゆる済んだところとほったらかしのところもあるのではないですか。

○石津専門委員 でも、それは地方税法上やることになっていますから、そちらをまずや

らないとおかしな話です。催告して督促をすることになっていて、差し押さえをしなくては行けないわけですから、それをしていないのは、その自治体が地方税法上の行為を行っていないということになりますね。ですから、実際はそちらを先やっってくださいという議論ではないと思います。

○北川主査 議論は議論だけれども、実際に入ってみると、意外とそちらのほうに行く場合が、アバウトな話し合いだったのですが、シンポジウムか何かで弁護士さんを私が呼びしたので、そのときに聞いたら、そうですよということがあって、先ほどの行く前にもうずぼらしている人もかなり多いのではないか。その率とかが私は読み切れないから、質問が的確かどうかわからないですけども、それはどうですか。

○事務局 私どもも勉強会や研究会等を実施しておりまして、そういう研究会に参加していただける自治体の皆様は、そもそも関心が高くて、現場の方々も非常に勉強してらっしゃる方が多いところがございますので、私どもが会う方々はいわゆる偏った方々というか、非常に先進的な自治体の方々が多いところがございます。ただ、その方々のお話を伺うと、自分たちはまだましである、ほかの自治体は全く法律にのっとって行政をやっていないと。例えば地方自治法上も、免除とか支払いの猶予に当たってはいろいろ要件があるのでですけども、そのあたりの要件を気にしないで、適当に免除や支払いの猶予をやっているという現状については、勉強会等で私どもも幾つか把握したところがございます。

ただ、そういう全くやっていない自治体が実際にどれくらいの割合になるかという点については、まだ私どももデータがないところがございます。

○北川主査 以上のようなこととございますが、募集してまずやるということによろしゅうございますか。

○稲生副主査 1つだけ。対象債権については、資料4ではいろんな債権とか保育料とかありまして、一方で、資料5-2のところの記載例のところでは、割と単一の債権だけを抜き出すようなところも見えるのですけれども、これは複数の債権について応募してくる場合でもよろしいのでしょうか。

例えば記載例③で、債権全般とかなってしまっていて、こういうところはまたがっても応募しているということになるわけですね。

○後藤参事官 それはもう少しわかりやすくしたいと思います。債権も10種類ぐらいあるということで10事例とかにしたものですから、なるべく幅広くできれば。

○稲生副主査 その優先順位をどう考えておられるとか、そういった議論は重要になってくると思いますので、それをつけ足して。

○北川主査 それでは、地方自治体の募集につきまして御了承いただいたということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○北川主査 それでは、御了承いただいたということで、事務局でお進めいただきたいと

思います。

次回の委員会に向けて、本日の御議論をいただきました点も踏まえて、事務局において作業をお進めください。

なお、次回は試行自治体の選定を行う等の内容で2月の開催を予定いたしております。また、専門委員につきましては、本小委員会における今後の検討課題に応じて、費用対効果の分析に関する有識者や公金債権回収に関する有識者の方に加わっていただく方向で検討していきたいと思っております。

以上で終わらせていただきたいと思っておりますが、何かよろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。これをもって終わりたいと思っております。ありがとうございました。